

平成 27 年(行ウ)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準備書面(4)

2016(平成28)年12月13日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男 

同 二 関 辰 郎 

同 古 本 晴 英 

同 牧 田 潤 一 朗 

同 出 口 か お り 

同 藤 原 大 輔 

本準備書面は、被告の平成28年9月30日付準備書面（4）のうち、本件文書5（イラク検証関連資料①）に関して述べられた主張に対して、反論をするものである。

1 被告準備書面（4）第3、1（27頁以下）について

被告は、本件文書5のうち、被告準備書面（4）第3、1の見出しで列記されている不開示部分につき、「本件文書1の作成に関するスケジュール、スケジュール策定に関連する事項及び実際の経過（過程）に関する事項が記載されている」と説明した上で、情報公開法5条6号（以下では、単に号数を示す場合は同条を示す。）に該当すると指摘している（被告は6号と明記していないが、文意からそのように判断できる。）。

被告による内容の説明は、本件文書2の特定部分について、被告が準備書面（3）17頁「第2、3」の部分で述べたこととほぼ同じであり（ただし「及び実際の経過（過程）に関する事項」が新たに加わっている。）、不開示情報該当性に関する主張は同箇所の記載とすべて同じである。

したがって、これについて既に原告が反論したこと（原告準備書面（3）11頁以下「第2、3」の部分）が、そのまま当てはまる。すなわち、原告の反論の要点を箇条書きで簡略に示すと、①記載事項につき、「関連する事項」とは何を示すのかが不明、②6号該当性につき、スケジュールを明らかにするだけで内容の詳細が明らかになるはずはない、といった反論が妥当する。

2 被告準備書面（4）第3、2（28頁以下）について

被告は、本件文書5のうち、被告準備書面（4）第3、2の見出しで列記されている不開示部分につき、「検証チームの体制や、チーム構成員のうち、全体総括者を除く構成員等本件検証に関わった職員の氏名及び当時の肩書、経歴が記載されている」と説明した上で、5号及び6号に該当すると指摘してい

る。

被告による内容の説明は、本件文書1の参考資料2（検証チーム名簿）の不
開示部分について述べたこと（被告準備書面（2）40頁「第3、19」の部
分）とほぼ同じであり（ただし「検証チームの体制や」という文言が新たに加
わっている。）、不開示情報該当性に関する主張は同箇所の記載とすべて同じ
である。

したがって、これについて既に原告が反論したこと（原告準備書面（2）7
0頁「第3、19」の部分）が、そのまま当てはまる。すなわち、原告の反論
の要点を箇条書きで簡略に示すと、①5号該当性につき、該当する文書が「非
公開を前提に作成されたものである」ことを示す証拠はなく、全体総括者の氏
名は公開されており他と区別する合理性はない、②5号該当性及び6号該当
性に共通する事項として、個々の発言者が不明であるうえ、職務である以上忌
憚のない意見を述べない公務員など想定できない、といった反論が妥当する。

3 被告準備書面（4）第3、3（29頁以下）について

被告は、本件文書5のうち、被告準備書面（4）第3、3の見出しで列記
されている不開示部分につき、その記載内容をアからウまでに類型化した上
で、3号、5号及び6号に該当すると指摘している。

被告が説明する記載内容は、本件文書2の特定部分について説明したこと
と極めて類似している（被告準備書面（3）11頁「第2、1」の部分）。そ
のため、不開示情報該当性の主張において、当該部分を説明する際も、本件
文書2で「当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された中
間報告、報告書案及び報告書のイメージ案が記載されている」となっていた
ものに、本件文書5では、「及び検証を始めるに際して検討された論点等」が
加わった違いがあるだけである。

不開示情報該当性の主張についても、3号該当性に関する主張において、

「その他の情報と併せ読むことで」「また、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析も含まれている」という二つの表現が加わった違いがあるだけであり（被告準備書面（４）３０頁「第３、３（２）、ア、（イ）」の部分）、６号該当性に関する主張においては、「論点」という一言が加わっただけで、いずれも実質的な記載内容は同じである。５号該当性に関する主張は、表現も含めてまったく同じである。

したがって、本件文書２について既に原告が反論したこと（原告準備書面（３）６頁以下「第２、１」の部分）が、そのまま当てはまる。すなわち、原告の反論の一部について要点を箇条書きで簡略に示すと、①３号該当性につき、項目自体を開示しつつ、項目立てに関する考え方を不開示にする理由は不明、②案文が加除修正される過程が明らかになることで、なぜ情報収集能力等を推察することが可能になるのか不明、③「類似の事案」・「関係国」に関する被告主張は具体性を欠いている、④５号該当性につき、「公にしないことを前提にした」ことを示す証拠はない、⑤６号該当性につき、上記③と同じ批判等が妥当する。

４ 被告準備書面（４）第３、４（３２頁以下）について

（１）記載内容について

被告は、本件文書５のうち、被告準備書面（４）第３、４の見出しで列記されている不開示部分につき、「方法論を含む本件検証の在り方に関する検討が記載されている」と説明した上で、３号、５号及び６号に該当すると主張している。

しかし、被告の記載内容の説明は、不開示部分にどのような情報が記載されているのかにつき、何ら具体的に特定するものではない。「方法論」、「在り方」「に関する検討」などという抽象的な説明では、不開示事由該当性に関し原告が有効な反論を行うことは困難であり、被告は、記載内容をより具

体的に説明すべきである。

そして、このことを前提にしつつも、被告が不開示情報該当性について述べている理由付け部分に着目した場合、次項以下のことを指摘することができる。

(2) 3号に該当しないこと

被告は、「我が国が本件検証に際して必要とした体制や重視する観点等がつまびらかとなるため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」と主張するが、論理に飛躍がある。検証における体制や重視する観点が把握できたからといって、それによって関係国が「自国を利する形での効果的な外交活動」を行うことができるようになることなど想定しがたく、被告の主張は具体的蓋然性を欠いている。

また、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、「類似の事案」が何を指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

したがって、被告は、「他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれ」が生じることにつき、実質的な支障を及ぼす法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

(3) 5号に該当しないこと

被告は、「公にしないことを前提として作成された、本件文書1の作成に向けた本件検証の在り方に関するものであり、これが開示された場合、我が国が本件検証を行う上で採用した方法論、重要視した視点、関心事項等の内

容が明らかになることから、これが開示された場合、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある」と主張する。

しかし、いかなる事実をもって「公にしないことを前提として作成された」と主張するのか具体的説明がなく、このような意見交換が行われたことの詳細な説明もない。

「我が国が本件検証を行う上で採用した方法論、重要視した視点、関心事項等の内容が明らかになる」ことによって、今後の意見交換が損なわれるという合理的な説明も何らなされていない。

したがって、被告は、「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」につき、法的保護に値する蓋然性を何ら明らかにしていない。

(4) 6号に該当しないこと

ここでも被告は、「我が国が本件検証に際して必要とした体制や重視する観点等がつまびらかとなるため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となることから、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となる」と主張するが、論理に飛躍がある。

検証における体制や重視する観点が把握できたからといって、それによって関係国が「我が国の今後の対応等を正確に予測」することができるなどは到底考えられず、そのため「自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」ことなど想定しがたく、被告の主張は具体的蓋然性を欠いている。したがって、「我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じる」というのも極めて限定的で、かつ抽象的のものであり、不開示事由に該当する

とは到底いえない。

また、これも繰り返すが、将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではないし、「類似の事案」が何を指すのかが全く不明確である。また、「関係国」についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。

以上より、被告は、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれにつき、実質的な支障、法的保護に値する相当の蓋然性について何ら明らかにしていない。

5 被告準備書面（４）第３、５（３４頁以下）について

被告は、本件文書５のうち、被告準備書面（４）第３、５の見出しで列記されている不開示部分につき、「本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数及び標目等が記載されている」と説明した上で、３号及び６号に該当すると主張している。

しかし、その内容の説明、及び、不開示情報該当性に関する主張は、本件文書１の「１ページ２１行目１７文字目から２２行目まで及び参考資料３に係る不開示部分」について述べられたこと（被告準備書面（２）６頁「第３、１」の部分）と全く同じである。

したがって、これについて既に原告が反論したこと（原告準備書面（２）８頁「第３、１」の部分）が、そのまま当てはまる。すなわち、原告の反論の一部について要点を箇条書きで簡略に示すと、①記載内容につき、「等」の内容を明らかにすべきである、②３号該当性につき、資料の数や標目だけから国の「関心事項」が把握できることはない、③国の関心事項を推察できたとしても、それが３号の「おそれ」につながるとする被告主張には飛躍がある、④「参考にした資料」にすぎないうえ、収集した資料の全部か一部かも不明である以

上、情報収集能力が明らかになることはない、⑤「関係各国等の高官に係る記載」は意味が不明確な点があるうえ、それがあるとなぜ信頼関係が損なわれるのかが不明、⑥6号該当性につき、「非公開を前提として作成されたもの」とする根拠が不明、⑦仮に「非公開の前提」が存在したとしても、非公開約束を正当化する根拠が必要、⑧公務員が職務上、資料の作成を躊躇する事態は想定できない、といった反論が妥当する。

以 上